

福島原発被害者支援かながわ弁護団

【 「第1次～第4次訴訟」

口頭弁論期日・報告会 】のお知らせ

平成27年9月9日（水曜日）

※ 集合場所・開催場所：神奈川県中小企業共済会館（603, 604会議室）

（裏面地図参照）

- ① 「口頭弁論期日（傍聴）」 午後1時集合
- ② 「報告会」 午後3時頃～（開始が少し遅れる場合があります）

福島原発被害者支援かながわ弁護団（かながわ弁護団）では、来る平成27年（2015年）9月9日（水）、東京電力・国に対する損害賠償請求訴訟の「第1次～第4次訴訟」の口頭弁論期日と、これに合わせて、報告集会を開催します。

「口頭弁論期日」においては、原告（被害者）ご本人による意見陳述も予定しており、多くの方に傍聴していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、「口頭弁論期日」の後には、場所を変えて、弁護団による「報告会」を開催いたします。この「報告会」では、当日の裁判手続きのご説明や、「第1次～第4次訴訟」の進行状況に関するご説明などをいたします。

※ ご参加の費用については、いずれも無料です。

①「口頭弁論期日（傍聴）」、②「報告会」の、両方にご参加いただくこともできますし、①②のうち、一部だけご参加いただくことも全く問題ありません。

※ 人数把握の関係上、原則として、参加申込票を弁護団事務局にFAXいただくか、またはEメールで参加申込票の記載項目に沿ってご送信をお願い致します。

馬車道法律事務所内 「福島原発被害者支援かながわ弁護団」事務局
電話 045-651-5052 FAX 045-662-4831
Eメール genpatukanagawa@gmail.com

※ お名前、ご連絡先電話番号、参加人数の明記をお願いいたします。

ご参加要領

平成27年9月9日(水)の①「口頭弁論期日(傍聴)」②「報告会」について、ご参加の要領は裏面のとおりです。

※ FAXまたはEメールでお申し込みをお願いします。

※ Eメールでご参加申し込みをいただく場合は、下記の該当項目をご記載下さい。

①「口頭弁論期日(傍聴)」 ※ ご参加の場合、参加人数をお知らせ下さい。

※ 口頭弁論期日は、午後2時から横浜地方裁判所で開催されますが、傍聴券の配布対象の事件となる可能性があるため、「神奈川県中小企業共済会館」603, 604会議室にお越しください。

なお、傍聴希望者が多数で抽選となった場合、法廷に入室できず、「報告会」会場に移動していただく可能性があります。その場合は、ご容赦のほどお願いいたします(第1次~第3次訴訟の原告ご本人は、必ず入室できます。第4次訴訟の原告ご本人についても、訴え提起手数料の支払猶予決定が確定しましたので、皆さま入室できる見込みです)。

② 報告会 ※ ご参加の場合、参加人数をお知らせ下さい。

※ 報告会から参加される方は、午後3時までに、「神奈川県中小企業共済会館」603, 604会議室にお越しください。

<報告会の開催場所>

「神奈川県中小企業共済会館」(603, 604会議室)

〒231-0003 横浜市中区北仲通3丁目33番地 Tel: 045-201-2050

みなとみらい線 馬車道駅 6番出口より徒歩約3分

横浜市営地下鉄 関内駅・桜木町駅より徒歩約7分, JR 関内駅北口・桜木町駅より徒歩約7分



参加申込票

福島原発被害者支援かながわ弁護士事務局 宛 (FAX 045-662-4831)

平成27年9月9日(水)の「第1次～第4次訴訟」①「口頭弁論期日(傍聴)」

②「報告会」について、下記のものに参加します。

※ 該当部分に○をし、人数をご記入ください。

① 「口頭弁論期日(傍聴)」

(参加する () 人 ・ 参加しない)

② 報告会(神奈川県中小企業共済会館)603, 604 会議室)

(参加する () 人 ・ 参加しない)

代表者ご氏名：

お電話：

ご住所：